（別添１）

契約保証金規定について

【中津市】

○中津市契約規則

第１章　総則

（契約保証金）

第６条　契約担当者は、契約者から契約金額（インターネット市有財産売払い入札（インターネット上で市有財産の売払いを行うシステムを利用した入札をいう。以下同じ。）にあっては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価額は、第１号及び第２号にあっては、額面金額、第３号及び第４号にあっては、時価の10分の８の額又は額面金額の10分の８の額のいずれか低いほうの額とする。

(１)　国債又は地方債

(２)　銀行が振り出し、又は支払保証した小切手

(３)　政府保証のある債権

(４)　市長が確実と認める社債

(５)　銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(６)　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

３　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(１)　官公署と契約を締結するとき。

(２)　契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(３)　契約者から委託をうけた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(４)　第20条及び第31条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２年間に本市及び国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(５)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(６)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(７)　物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(８)　随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(９)　委託契約を締結するとき。

４　契約保証金は、契約を履行したとき又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

条沿革

（契約保証金の増減）

第７条　契約担当者は、契約変更により契約金額を増減した場合は、その増減の割合により契約保証金を増減するものとする。ただし、契約金額の増減が２割以内の場合は、この限りでない。

【竹田市】

○竹田市契約事務規則（抜粋）

第１章　総則

（契約保証金）

第６条　契約担当者は、契約者から契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部を充当することができる。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価格は、第１号及び第２号にあっては額面金額、第３号及び第４号にあっては時価の１０分の８として算定する。

(１)　国債又は地方債

(２)　銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(３)　政府保証のある債券

(４)　市長が確実と認める社債

(５)　銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(６)　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

（契約保証金の減免）

第７条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(１)　契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(２)　契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(３)　第２３条及び第４２条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(４)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(５)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(６)　物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(７)　随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者

が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(８)　官公署等と契約を締結するとき。

(９)　委託契約を締結するとき。

【豊後高田市】

○豊後高田市契約規則

第１章　総則

（契約保証金）

第６条　契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納さめさせなければならない。この場合において、入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価額は、第1号及び第2号に掲げる担保にあっては額面金額、第3号及び第4号に掲げる担保にあっては時価の10分の8又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額とする。

1. 国債又は地方債
2. 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
3. 政府保証のある債券
4. 市長が確実と認める社債
5. 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
6. 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証　参加市町村の契約保証金に関する事項を列挙する。

(契約保証金の減免)

第７条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を減額し、又は免除することができる。

1. 官公署と契約を締結する場合
2. 第22条及び第37条の規定により、市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
3. 法令に基づき延納が認められる場合において、確実なる担保が提供されたとき。
4. 物品又は公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
5. 随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、又は契約金額が80万円以内(工事又は製造の請負にあっては130万円以内)のとき。
6. 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
7. 契約者から委託を受けた保険会社又は銀行その他市長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を締結した場合
8. 委託契約を締結する場合

【豊後大野市】

○豊後大野市契約規則

第１章　総則

（契約保証金）

第６条　契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を

納めさせなければならない。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代

えることができる。この場合において、当該担保の価格は、第1号及び第2号

にあっては額面金額、第3号及び第4号にあっては時価の10分の8として算定

する。

（１）国債又は地方債

（２）銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

（３）政府保証のある債券

（４）市長が確実と認める社債

（５）銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証

（６）公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

３　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証

金を減額し、又は免除することができる。

（１）契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締

結したとき

（２）契約者から委託を受けた保険会社と契約担当者が工事履行保証契約を締

結したとき。

（３）第20条及び第33条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４）法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供された

とき。

（５）物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されると

き。

（６）物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納される

とき。

（７）随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみ

て契約保証金を納めることが困難であり、かつ契約者が契約を履行しない

おそれがないとき、又は契約金額が100万円以下でかつ契約者が契約を履

行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（８）官公署と契約を締結するとき。

（９）委託契約を締結するとき。

４　契約保証金は、契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由に

よらないで、契約を解除したときは、返還するものとする。

【由布市】

○由布市契約事務規則

(契約保証金)

第6条　契約担当者は、契約者から契約金額(インターネット市有財産売払い入札にあっては、予定価格)の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、第24条第1項に規定する入札保証金を納めているときは、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2　前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、第1号及び第2号に掲げる担保にあっては額面金額、第3号及び第4号に掲げる担保にあっては時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低い方の額とする。

(1)　国債又は地方債

(2)　銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3)　政府保証のある債券

(4)　市長が確実と認める社債

(5)　銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(6)　公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

(7)　インターネット市有財産売払い入札にあっては、確実と認められる担保で市長が定めるもの

(契約保証金の減免)

第7条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)　官公署と契約を締結するとき。

(2)　第23条及び第38条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(4)　物品又は公有財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5)　随意契約を締結する場合において、当該契約の目的若しくは性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は契約金額が80万円以内(工事又は製造の請負については130万円以内)のとき。

(6)　契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(7)　契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(8)　委託契約を締結するとき。

(契約保証金の増減)

第8条　契約担当者は、契約内容の変更により契約金額を増減した場合は、その増減の割合により契約保証金を増減するものとする。ただし、契約金額の増減が3割以内の場合は、この限りでない。

【日出町】

○日出町契約事務規則

(契約保証金)

第6条 契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 前項本文の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において当該担保の価額は、第1号及び第2号にあっては額面金額、第3号及び第4号にあっては時価の10分の8として算定する。

(1) 国債又は地方債

(2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 政府保証のある債券

(4) 町長が確実と認める社債

(5) 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

(契約保証金の減免)

第7条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署と契約を締結するとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約者が、保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(4) 第25条及び第40条の規定により町長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(8) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下で、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(9) 委託契約を締結するとき。

2 契約保証金は、契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

(契約保証金の増減)

第8条 契約担当者は、契約の変更により契約金額に増減が生じた場合は、その増減の割合により契約保証金を増減するものとする。ただし、契約金額の増減が2割以内の場合は、この限りでない。